

通信・情報セキュリティ

パラメータシート記入例

注意：本資料では、パラメータシート<通信・情報セキュリティ>（令和6年2月1日施行省令等対応）の様式9-07およびその別紙、並びに様式9-技1情セおよびその別紙の記入方法を理解していただくために、事例を用いたパラメータシートの記入例を示しています。

なお、本資料は暗号機能の判定結果を保証するものではありませんので、実際の該非判定においては、判定対象の仕様などを確認の上、最新の法令に従った判定をお願いします。

目次

1. 様式9-07、様式9-技1情セ、様式9-技1情セ(別紙暗プ)の 記入における注意事項	P 2
2. 記入例	P 9
記入例の説明	P 9
記入例1：認証のみに使われる暗号装置	P10
記入例2：市販暗号装置	P12
記入例3：副次的暗号装置	P15
記入例4：第九号イ(十二)で除外される装置	P17
記入例5：該当の暗号装置	P20
記入例6：複数の暗号機能を有する装置	P23
記入例7：IoT除外装置	P27
記入例8：市販暗号プログラム	P30
記入例9：副次的暗号プログラム	P35
記入例10：OAMプログラム	P39
記入例11：該当の暗号プログラム	P45

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名:

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式: 9-07

(1/2)

1. 様式9-07、様式9-技1情セ、様式9-技1情セ(別紙暗プ)の
 記入における注意事項

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考	
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。 (1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一)。又はへ(二)。で判定のこと。 (1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。			
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()	
b. a.~d.で「非規制」の暗号機能があれば、「はい」にチェックし、右欄のカッコ内にその暗号機能を記入、または当てはまる□にチェックする。(複数回答可)。 「非規制」の暗号機能がなければ、a.~d.の□及びカッコはチェックなし・空欄のままe.へ進む。	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()	
c. 2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	<input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()	
d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	<input type="checkbox"/> はい(非規制) (<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> へ(一) <input type="checkbox"/> へ(二))	()	
e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ	暗号機能: ()
f. 上記a.~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされるか?	a.~d.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。(次ページで使用)		

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は、様式を添付する。	イ(七)~イ(十)の質問に「いいえ」「はい」で回答する。矢印に従い次の質問へ進む。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~イ(九) 以外の場合。	貨物の「主たる機能」がイ(七) ~イ(九) 以外の場合は記入する。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	(*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u>	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> <u>非該当</u>	<input type="checkbox"/> <u>該当</u>	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

提供技術名 : _____
 メーカー名 : _____
 型及び等級 : _____

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(1/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : _____ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : _____ <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : _____	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するもの(プログラムを除く)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号			市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定の適用範囲が確認する。 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。) ※ 第8条第十号イ:盗聴検知通信ケーブルシステム、 第8条第十号ロ:信号の漏えい防止装置、 第8条第十一号イ:暗号解析装置 第8条第十一号ロ:電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置のプログラムは市販暗号プログラムの除外規定を適用できないことに注意。	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○		<input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	(注*1)		回答	備考
	区分	技		
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	□ ↓	いいえ □ はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	○	□ ↓	いいえ □ はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	□ ↓	いいえ □ はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	○	□ ↓	いいえ □ はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。 b. 一般的には、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定する。その場合、右の★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄への記入は不要。 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b)」を記入して添付のこと。	○	□ ↓	いいえ □ はい ↓	(★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 () 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合に記入する。 「いいえ」の例 …「認証」、「著作権保護」、「副次的暗号プログラム(主たる機能を記載)」など。

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(3/3)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答		備考
	技	プ			
第九号の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) 第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非該当	該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

提供技術名: _____
メーカー名: _____
型及び等級: _____

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式: 9-技1情セ(別紙暗プ)

(1/2)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホ(注)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業	(注)次の場合は、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)	の電波の受信装置(同表第1の11の項イ)
第九号の除外条文の判定: 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているか? 回答が「はい」の場合は、備考に暗号標準を記入すること。	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ 暗号標準: ()
(1) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号イに該当するかの判定: (注1) (1-1) 当該プログラムの暗号機能が、下表a～dのいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該プログラムに暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目すべてにチェックする。) 「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-2)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-1)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-1)e.の備考欄「暗号機能: ()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()
c. 以下のどちらにもあたらないか? 1. 暗号機能を使用するに必要とする暗号機能は、本令別表第9の項イに規定する暗号機能であるか? 2. a～dで「非規制」の暗号機能があれば、「はい」にチェックし、右欄のカッコ内にその暗号機能を記入し、または当てはまる□にチェックする。(複数回答可)。	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	<input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()
d. 第9号の「様式9-07(別紙イ11)～「様式9-07(別紙イ20)」、様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 市販プ1. 市販暗号プログラム 市販プ2. 市販暗号装置のプログラム	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	() (<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> 市販プ1 <input type="checkbox"/> 市販プ2)

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
 情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ(別紙暗プ)

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
e. 当該プログラムの暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか?ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。 f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項の市販プ1.、市販プ2. のみにチェックされているか?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-2)へ	暗号機能: ()
(1-2) 当該プログラムが第8条第九号イ(七)~(十)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものかを回答する。 (*1) 下記イ(七). ~イ(九). の回答が「はい」、イ(十)2. 又はイ(十)の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-1)e.の備考に記入したもの)を備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	a.~d.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。((1-2)の備考欄で使用)		イ(七).~イ(十).の質問に「いいえ」「はい」で回答する。矢印に従い次の質問へ進む。
「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は、様式を添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七). ~イ(九). 以外の場合。	プログラムの「主たる機能」がイ(七). ~イ(九). 以外の場合は記入する。		主たる機能: ()
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	(*1) ()
(2) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号ハ~ホに該当するか? (注1) 第8条第九号ハ : 量子暗号装置 第8条第九号ニ : 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第8条第九号ホ : 暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (第8条第九号 <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> いいえ (非該当)	<input type="checkbox"/> はい (該当)	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

2. 記入例

記入例の説明

	記入例と概要	判定のポイント	使用した様式
貨物	記入例 1: 認証のみに使われる暗号装置 指紋認証装置を事例として、「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	ユーザー認証のみのため、「データ機密性確保」にあたらないものであり、様式9-07の(1-2)により判定している。	様式9-07
	記入例 2: 市販暗号装置 NotePC を事例として、「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	様式9-07(別紙へ1)を用いて、市販暗号装置の除外規定適用可否の判定をしている。	様式9-07、 様式9-07(別紙へ1)
	記入例 3: 副次的暗号装置 ETC2.0 車載器を事例として、「第8条第九号イに非該当のもの」の記入例を示す。	様式9-07の(1-2)において非規制にならない暗号機能を有しており、様式9-07の(1-3)により判定している。	様式9-07
	記入例 4: 第九号イ(十二)で除外される装置 銀行 ATM を事例として、「除外規定の第8条第九号イ(十二)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	「銀行業務・決済用装置」であり、様式9-07の(1-2)の除外規定により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ12)
	記入例 5: 該当の暗号装置 セキュリティモジュールを事例として、「第8条第九号イ(七)に該当のもの」の記入例を示す。	暗号チップ(該当)を搭載したモジュールであり、様式9-07の(1-3)により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ)
	記入例 6: 複数の暗号機能を有する装置 Bluetooth・無線 LAN 通信モジュールを事例として、「第8条第九号イ(八)に該当のもの」の記入例を示す。	Bluetooth (非該当)については、様式9-07の(1-2)の除外規定により判定し、無線 LAN(該当)については、様式9-07の(1-3)により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ16) 様式9-07(別紙イ)
	記入例 7: IoT 除外装置 温湿度センサ端末を事例として、「除外規定の第8条第九号イ(二十)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	「IoT 除外装置」であり、様式9-07の(1-2)の除外規定により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ20)
プログラム	記入例 8: 市販暗号プログラム メール暗号化ソフトを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	市販暗号プログラムであり、様式9-技1情セ(別紙市販プ1)を用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙市販プ1)
	記入例 9: 副次的暗号プログラム 会計ソフトを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	副次的暗号プログラムであり、様式9-技1情セのみを用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ
	記入例 10: OAM プログラム イベントログビューアを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	OAM(操作、管理又は保守)機能に限定されているプログラムであり、様式9-技1情セ(別紙暗プ)により判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙暗プ)
	記入例 11: 該当の暗号プログラム 暗号プログラムを事例として、「第21条第1項第九号に該当のもの」の記入例を示す。	様式9-技1情セ(別紙暗プ)、および様式9-07(別紙イ)を用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙暗プ)、 様式9-07(別紙イ)

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名： 指紋認証装置

「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07

(1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品： (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定：(注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか？「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一)。又はへ(二)。で判定のこと。	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)e.の備考欄「暗号機能：()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい(非規制)	(ユーザ認証のみに使用)
c. 以下のどちらにも含まれていないものか？ 1. 暗号機能の運用通達の解釈により、 のを含む認証 ≠ 「データ機密性確保のための暗号機能」 2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	<input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()
d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	<input type="checkbox"/> はい(非規制) (<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> へ(一) <input type="checkbox"/> へ(二))	()
e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ
f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式: 9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~ イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~ イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名: NotePC

「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考	
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p>	<p>①「様式9-07(別紙へ1)」を用いて判定し、添付する。</p> <p>②その結果を転記する。</p>		
<p>(1)第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一). 又はへ(二). で判定のこと。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ 又は 適用しない</p>	
<p>(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。</p>		<p>次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)e.の備考欄「暗号機能:()」の括弧の中に記載のこと。</p>	
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか?</p> <p>イ(一) 512bit超の整数の素因数分解</p> <p>イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題</p> <p>イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索</p> <p>イ(六) ランダムな符号の復号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p>()</p>	
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p>()</p>	
<p>c. 以下のどちらにもあたらなないか?</p> <p>1. 暗号機能を使用することができるもの(暗号機能が有効化されているものを含む。)</p> <p>2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p><input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()</p>	
<p>d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ</p> <p>イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置</p> <p>イ(十三). 携帯用電話機端末</p> <p>イ(十四). コードレス電話装置</p> <p>イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末</p> <p>イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置</p> <p>イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置</p> <p>イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー</p> <p>イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー</p> <p>イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置</p> <p>へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p> <p>へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>(<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> へ(一) <input type="checkbox"/> へ(二))</p>	<p>()</p>	
<p>e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ</p>	<p>暗号機能: ()</p>
<p>f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ</p>	

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~ イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~ イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる
 非該当のもの」の記入例を示す

貨物名 : NotePC
 提供技術名 : _____
 メーカー名 : 株式会社 タイガーゲート製作所

 型及び等級 : XXXX-XX-XX

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07(別紙へ1) (1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
へ(一). 市販暗号装置: 貨物等省令第8条第九号イからホに掲げるものであって、 市販暗号装置として規制除外となるものの判定		
a. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものか？	①-1 <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
b. 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないものか？	①-2 <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
c. 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないものか？	①-3 <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
d. 上記a. からc. の全てに該当し、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面(注記1)により確認できるものか？	①-4 <input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号へ(一))が適用できるか？(注)	①-5 <input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記1) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)
 会社名 株式会社 タイガーゲート製作所
 所属・役職 第一技術部 技術部長
 (フリガナ) トヲノ モンジロウ
 氏名 虎野 門次郎
 電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~イ(九) 以外の場合。			主たる機能をここに記入する。
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<input type="checkbox"/> いいえ	主たる機能: (スマート・ハイウェイ、公共交通通行、料金徴収用サービス情報の取得等)
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ	(*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トラノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名： 銀行ATM

「除外規定の第8条第九号イ(十二)にあたる
非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07

(1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート電機

型及び等級： XXXX-YYYY-ZZZZ

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考	
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品：</p> <p>(注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p> <p>(1)第九号イの判定：(注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一)。又はへ(二)。で判定のこと。</p> <p>(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。</p>			
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか?</p> <p>イ(一) 512bit超の整数の素因数分解</p> <p>イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題</p> <p>イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索</p> <p>イ(六) ランダムな符号の復号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p>		
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p>		
<p>c. ② この記入例ではd.イ(十二)で除外するため、<input type="checkbox"/>イ(十二)にチェックし、「様式9-07 (別紙イ12)」を用いて判断した結果を添付する。</p> <p>③ その上で、ここにチェックし、右欄の(カッコ)にその暗号機能を記入する。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/> 使用できない暗号</p> <p><input type="checkbox"/> 休眠暗号</p> <p>()</p>		
<p>d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ</p> <p>イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置</p> <p>イ(十三). 携帯用電話機端末</p> <p>イ(十四). コードレス電話装置</p> <p>イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末</p> <p>イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置</p> <p>イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置</p> <p>イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー</p> <p>イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー</p> <p>イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置</p> <p>へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p> <p>へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>(ATMの暗号機能)</p> <p>(<input type="checkbox"/> イ(十一)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> イ(十二)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十三)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十四)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十五)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十六)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十七)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十八)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十九)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(二十)</p> <p><input type="checkbox"/> へ(一)</p> <p><input type="checkbox"/> へ(二))</p>		
<p>e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? がある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p>↓</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>←判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>←(1-3)へ</p>	暗号機能： ()
<p>f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>←判定欄へ</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p>←(2)へ</p>	

次ページ((2/2)
第九号ロ~ホへ

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式: 9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名 株式会社 タイガーゲート電機

所属・役職 貿易管理部 部長

(フリガナ) ヤマモト タロウ

氏名 山本 太郎

電話 045-XXX-XXXX

申本

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

「除外規定の第8条第九号イ(十二)にあたる
 非該当のもの」の記入例を示す

貨物名： 銀行ATM
 提供技術名：
 メーカー名： 株式会社 タイガーゲート電機
 型及び等級： XXXX-YYYY-ZZZZ

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式：9-07(別紙イ12) (1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
②-1 イ(十二). 銀行業務若しくは決済用の装置: ・ 暗号装置であって、銀行業務若しくは決済(注1)に使用する ように設計したもの又はその部分品か? (注1) 決済には、料金の徴収及び精算又は割賦販売法(昭和 36年法律第159号)第2条第3項に規定する包括信用 購入あつせんに係る業務を含む。	<input checked="" type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(判定) ②-2 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号イ(十二))が適用で きるか?(注)	<input checked="" type="checkbox"/>	はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート電機
 所属・役職 貿易管理部 部長
 (フリガナ) ヤマモト タロウ
 氏名 山本 太郎
 電話 045-XXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

「第8条第九号イ(七)に該当のもの」
の記入例を示す

貨物名：セキュリティモジュール

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07

(1/2)

メーカー名：株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級：XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考	
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品：</p> <p>(注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p> <p>(1)第九号イの判定：(注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか？「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一)。又はへ(二)。で判定のこと。</p> <p>(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。</p>			
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？</p> <p>イ(一) 512bit超の整数の素因数分解</p> <p>イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題</p> <p>イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索</p> <p>イ(六) ランダムな符号の復号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p>		
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p>		
<p>c. 以下のどちらにもあたらなないか？</p> <p>1. 暗号機能を使用することができるもの(暗号機能が有効化されているものを含む。)</p> <p>2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p><input type="checkbox"/> 使用できない暗号</p> <p><input type="checkbox"/> 休眠暗号</p> <p>()</p>		
<p>d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか？</p> <p>「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ</p> <p>イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置</p> <p>イ(十三). 携帯用電話機端末</p> <p>イ(十四). コードレス電話装置</p> <p>イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末</p> <p>イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置</p> <p>イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置</p> <p>イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー</p> <p>イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー</p> <p>イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置</p> <p>へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p> <p>へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>(<input type="checkbox"/> イ(十一)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十二)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十三)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十四)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十五)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十六)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十七)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十八)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(十九)</p> <p><input type="checkbox"/> イ(二十)</p> <p><input type="checkbox"/> へ(一)</p> <p><input type="checkbox"/> へ(二)</p>	<p>a.~d.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。 (IPsec等の暗号プロトコルを記入してもよい)</p>	
<p>e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>↓</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>←判定欄へ</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p>↓</p> <p>←(1-3)へ</p>	<p>暗号機能： (暗号チップ)</p>
<p>f. 上記a.~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>←判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>←(2)へ</p>	

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式: 9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01

質問事項	回答		
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	(1-2)e. の備考欄に記載した暗号機能はここに記入する。 本例では「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断したため、添付する。		
イ(七) 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) (暗号チップ)
イ(八) デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九) 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十) 上記イ(七) ~イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか？ (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガークート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

「第8条第九号イ(七)に該当のもの」
の記入例を示す

貨物名：セキュリティモジュール
提供技術名：_____

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07(別紙イ)

(1/1)

メーカー名：株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級：XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

1. 対称アルゴリズム(暗号化と復号の両方
に同じ鍵を使用するアルゴリズムをいう。)
◇対称鍵の長さが56bitを超えるもの(鍵長
が56bitを超えるアルゴリズムをいう。)
アルゴリズム名(鍵長：bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可

複数の該当するアルゴリズムが
あるケース

判定 A	備考
<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

2. 非対称アルゴリズム(暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
イ(一)512bitを超える整数の素因数分解(RSA方式を含む。)

判定 B	備考
<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

イ(二)有限体上の乗法群における512bitを超える離散対数の計算(有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。)

判定 C	備考
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(三)(二)に規定するもの以外の群における112bitを超える離散対数の計算(楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。)

判定 D	備考
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(四)格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題
(NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。)

判定 E	備考
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(五)超特異楕円曲線間の同種写像の探索(超特異同種写像鍵カプセル化を含む。)

判定 F	備考
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(六)ランダムな符号の復号(McEliece、Niederreiter方式を含む。)

判定 G	備考
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

作成責任者：(作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第1項)「第8条第九号イ(八)に該当のもの」の情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名: Bluetooth・無線LANモジュール(試作品)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p> <p>(1)第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一). 又はへ(二). で判定のこと。</p> <p>(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。</p>		
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか?</p> <p>イ(一) 512bit超の整数の素因数分解</p> <p>イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算</p> <p>イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題</p> <p>イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索</p> <p>イ(六) ランダムな符号の復号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p>	
<p>b. ②この記入例ではBluetoothの暗号機能をd. イ(十六)で除外するため、<input type="checkbox"/>イ(十六)にチェックし、「様式9-07 (別紙イ16)」を用いて判断した結果を添付する。</p> <p>c. ③その上で、ここにチェックし、右欄の(カッコ)にその暗号機能を記入する。 化できるもの</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p><input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()</p>	
<p>d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ</p> <p>イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置</p> <p>イ(十三). 携帯用電話機端末</p> <p>イ(十四). コードレス電話装置</p> <p>イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末</p> <p>イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置</p> <p>イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置</p> <p>イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー</p> <p>イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー</p> <p>イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置</p> <p>へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p> <p>へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>(Bluetooth用暗号機能)</p> <p>(<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input checked="" type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/>)</p> <p>a.~d.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。</p>	
<p>e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? がある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。</p> <p>f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p>④ <input checked="" type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ</p> <p>暗号機能: (無線LAN暗号機能)</p>

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	5 本例では「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断したため、添付する。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	6 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(1-2)e.の備考欄に記載した暗号機能はここに記入する。
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	7 <input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) (無線LAN暗号機能)
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	8 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	9 <input checked="" type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モンジロウ

氏名

虎野 門次郎

電話

03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号イ(八)に該当のもの)の記入例を示す

貨物名: Bluetooth・無線LANモジュール(試作品)
 提供技術名: _____
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

 型及び等級: XXXX-XX-XX

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07(別紙イ16) (1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置: ②-1 a. 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置又はその部分品か? b. 公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓ <input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ <input type="checkbox"/> いいえ	
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号イ(十六))が適用できるか?(注) ②-2	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 所属・役職: 第一技術部 技術部長
 (フリガナ) トヲノ モンジロウ
 氏名: 虎野 門次郎
 電話: 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第1項)「第8条第九号イ(八)に該当のもの」
 情報セキュリティ(暗号装置)

「第8条第九号イ(八)に該当のもの」
 の記入例を示す

貨物名 : Bluetooth・無線LANモジュール(試作品)
 提供技術名 : _____
 メーカー名 : 株式会社 タイガーゲート製作所

 型及び等級 : XXXX-XX-XX

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07(別紙イ) (1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

1. 対称アルゴリズム(暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
 ◇対称鍵の長さが56bitを超えるもの(鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)

該当のアルゴリズムがあるか? 56bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(鍵長: bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
AES(128bit)	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

2. 非対称アルゴリズム(暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
 イ(一)512bitを超える整数の素因数分解(RSA方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(整数: bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
RSA(2048bit)	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

イ(二)有限体上の乗法群における512bitを超える離散対数の計算(有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(乗法群: bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(三)(二)に規定するもの以外の群における112bitを超える離散対数の計算(楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 112bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(他の群: bit) 複数記入可	判定 D	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(四)格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題
 (NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 E	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(五)超特異楕円曲線間の同種写像の探索(超特異同種写像鍵カプセル化を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 F	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(六)ランダムな符号の復号(McEliece、Niederreiter方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 G	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名： 温湿度センサ端末

「除外規定の第8条第九号イ(二十)にあたる
 非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式：9-07

(1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考	
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品： (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。 (1)第九号イの判定：(注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一)。又はへ(二)。で判定のこと。 (1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。			
	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	① <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()	
b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用されるものか? ② この記入例ではd.イ(二十)で除外するため、□イ(二十)にチェックし、「様式9-07(別紙イ20)」を用いて判断した結果を添付する。 ③ その上で、ここにチェックし、右欄の(カッコ)にその暗号機能を記入する。	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	<input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()	
d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	<input checked="" type="checkbox"/> はい(非規制)	(無線通信の暗号機能)	
e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ	暗号機能： ()
f. 上記a.~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか?	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	⑤ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ	

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式: 9-07

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~ イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~ イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ(一) <input type="checkbox"/> 第九号ロ(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名： 温湿度センサ端末
 提供技術名： _____

「除外規定の第8条第九号イ(二十)にあたる
 非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式:9-07(別紙イ20)

(1/1)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置:		
a. ネットワークに接続する民生産業用途のために設計した ものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ
b. ネットワークに接続可能な端末であって、下記の1. 又は 2. に該当するもの又はこれらの部分品か? 回答が「はい」 の場合、下記□内にチェックを付けて示すこと。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←d.へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←c.へ
<input type="checkbox"/> 1. 情報システムのセキュリティ管理機能が、任意でない データの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されて いるもの <input checked="" type="checkbox"/> 2. ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定さ れているもの		
c. ネットワーク装置であって、下記の1. 及び2. に該当する もの又はこれらの部分品か? 回答が「はい」の場合、下 記□内にチェックを付けて示すこと。	<input type="checkbox"/> はい ←d.へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ
<input type="checkbox"/> 1. 省令第8条第九号イ(二十)1-に該当する端末と通 信するために設計したもの <input type="checkbox"/> 2. 情報システムのセキュリティ管理機能が、省令第8条 第九号イ(二十)1-に該当する端末のネットワークに 接続する民生産業用途の支援に限定されているも の、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ(二十) に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限 定されているもの		
d. 情報システムのセキュリティ管理機能が、公開された又は 商業用の暗号標準のみを用いたものであって、当該貨 物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によって 変更できないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号イ(二十))が適用で きるか?(注)	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたもの
 が、左欄のみにチェックされた場合は、規
 制除外であり、1つでも右欄にチェックされ
 た場合は、規制対象と判定される。

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンゾウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)

外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当
のもの(市販暗号プログラム)」の
記入例を示す

提供技術名： メール暗号化ソフト

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式：9-技(カバー)

(1/1)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。</p>	
<p>【情報セキュリティ関連】</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも の</p>	<p>様式9-技1情セ</p>
<p>【通信関連】</p>	
<p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術</p>	<p>様式9-技1通信</p>
<p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除 く。)</p>	<p>様式9-技2</p>
<p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>様式9-技3</p>
<p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>様式9-技4</p>
<p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術</p>	<p>様式15-技</p>

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

提供技術名： メール暗号化ソフト

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	プログラムは暗号装置に係るものであり、市販暗号プログラムの適用範囲であるため、「はい」に回答
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○		<input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	①
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外(市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○		<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ(プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ(技術も判定する場合)	②「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、添付する。 ③その結果を転記する。
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ(プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ(技術も判定する場合) ↓第七号へ(その他の暗号機能も判定する場合)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓又は適用しない

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	(注*1)		回答		備考
	区分	技			
<p>第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p>	○	↓	いいえ	↓	はい
<p>第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二</p>	○	↓	いいえ	↓	はい
<p>第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p>	○	↓	いいえ	↓	はい
<p>第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二</p>	○	↓	いいえ	↓	はい
<p>第九号</p> <p>a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？</p> <p>(注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。</p> <p>b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置</p> <p>(注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b)」を記入して添付のこと。</p>	○	↓	いいえ	↓	はい
			←b. へ	←b. へ	
			<p>(★別紙暗プを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。</p> <p>()</p>		

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(3/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答		備考
	技	プ			
第九号の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) 第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		<input checked="" type="checkbox"/>	非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術(市販暗号プログラム)

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

提供技術名: メール暗号化ソフト

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式: 9-技1情セ(別紙市販P1)

(1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
「市販暗号プログラム」の判定 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。)		
a-1. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記1)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←b.項へ	<input type="checkbox"/> いいえ
a-2. 使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
b. 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
c. 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
d. 上記a-1.~c.すべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面(注記2)により確認できるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(判定) 以上の結果、標記市販暗号プログラムに該当するか?(注)	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)

(注) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該プログラムが、標記市販暗号プログラムとして規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2024年2月28日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX

(注記1) 信書便とは、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。)による同条第2項に規定する信書便をいう。

(注記2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)

外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当
のもの(副次的暗号プログラム)」
の記入例を示す

提供技術名： 会計ソフト

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式：9-技(カバー)

(1/1)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも の</p>	様式9-技1情セ
<p>【通信関連】</p>	
<p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術</p>	様式9-技1通信
<p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除 く。)</p>	様式9-技2
<p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	様式9-技3
<p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	様式9-技4
<p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術</p>	様式15-技

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

提供技術名： 会計ソフト

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分 技	回答	備考
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。			
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○	<input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	①
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ(プログラムのみ判定の場合) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は適用しない	②
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ(プログラムのみ判定の場合) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は適用しない	③

この記入例では、市販暗号プログラムの除外規定を適用していない。

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(2/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答	備考
	技	ブ		
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		④ ○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二		⑤ ○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		⑥ ○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二		⑦ ○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。		⑧ ○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←b. へ	<input type="checkbox"/> はい ←b. へ	(★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 (副次的暗号プログラム)
b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。		⑨ ○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	本記入例は、右欄(判定根拠記入欄)に記入する場合を示す

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(3/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答		備考
	技	ブ			
第九号の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いいえ はい	
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いいえ はい	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いいえ はい	
第十六号 (暗号有効化技術) 第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いいえ はい	
第十七号 (暗号有効化プログラム) 第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いいえ はい	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非該当 該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「ブ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
 外為令別表の9の項及び15の項
 通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当のもの(OAM用途)」の記入例を示す

提供技術名： イベントログビューア
 メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級： XXXX-XX-XX

パラメータシート
 (通信と情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技(カバー) (1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。	
【情報セキュリティ関連】	
<input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの	様式9-技1情セ
【通信関連】	
<input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	様式9-技1通信
<input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除く。)	様式9-技2
<input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技3
<input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技4
<input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術	様式15-技

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

提供技術名： イベントログビューア

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答	備考
	技	ブ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○		<input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	①
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合)	②
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	③

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(2/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	(注*1)		回答	備考
	区分	技		
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	④	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	⑤	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	⑥	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	⑦	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いずに判定できた場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←b. へ ↓ <input type="checkbox"/> はい ←b. へ	(★別紙暗プを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 ()
b. ⑧ 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、添付する。 ⑨ その結果をここに転記する。 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(3/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項		区分		回答	備考
		技	ブ		
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か? (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。	⑪ ○	<input checked="" type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
第十六号 (暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか? (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか? (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	⑫ ○	<input checked="" type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2)	⑬	<input checked="" type="checkbox"/> <u>非該当</u>	<input type="checkbox"/> <u>該当</u>	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「ブ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

提供技術名： イベントログビューア

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9-技1情セ(別紙暗プ)

(1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホ(注)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。);</p> <p>第九号の除外条文の判定: 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているか? 回答が「はい」の場合は、備考に暗号標準を記入すること。</p>	<p>(注)次の場合は、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2) (b) 衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)</p>	
<p>(1) 当該プログラムの暗号機能 (1-1) 当該プログラムの機能と同等の機能又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該プログラムに暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目すべてにチェックする。)[「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。</p> <p>プログラムがOAM用途で、条件を満たすので、除外となる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p>暗号標準: (SNMP, SSL, SSH, TSL)</p> <p>次ページの(1-2)の判断のみ「非規制」にできる場合は(1-1)のチェックは不要である。暗号標準を記入する。</p>
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	()
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	()
<p>c. 以下のどちらにもあたらないか? 1. 暗号機能を使用することができるもの(暗号機能が有効化されているものを含む) 2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p><input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()</p>
<p>d. 第8条第九号イ(十一)～(二十)、市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 市販プ1. 市販暗号プログラム 市販プ2. 市販暗号装置のプログラム</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>(<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> 市販プ1 <input type="checkbox"/> 市販プ2)</p>	()

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
 情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ(別紙暗プ)

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
e. 当該プログラムの暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-2)へ	暗号機能: ()
f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項の市販プ1.、市販プ2. のみにチェックされているか？	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ	
(1-2) 当該プログラムが第8条第九号イ(七)~(十)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものかを回答する。 (*1) 下記イ(七). ~イ(九). の回答が「はい」、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-1)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七). ~イ(九). 以外の場合。			
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	(*1) ()
(2) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号ハ~ホに該当するか？ (注1) 第8条第九号ハ : 量子暗号装置 第8条第九号ニ : 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第8条第九号ホ : 暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (第8条第九号 <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか？(注2)	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ (非該当)	<input type="checkbox"/> はい (該当)	

⑥-3

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
 外為令別表の9の項及び15の項
 通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に該当のもの」
 の記入例を示す

提供技術名： 暗号プログラム
 メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級： XXXX-XX-XX

パラメータシート
 (通信と情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技(カバー) (1/1)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。	
【情報セキュリティ関連】	
<input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも の	様式9-技1情セ
【通信関連】	
<input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術	様式9-技1通信
<input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除 く。)	様式9-技2
<input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技3
<input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技4
<input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術	様式15-技

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に該当のもの」
 の記入例を示す

提供技術名： 暗号プログラム

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○		<input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合)	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	(注*1)		回答	備考
	区分	技		
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	④	○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	⑤	○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	⑥	○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	⑦	○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) ⑧「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、添付する。 ⑨その結果を右の回答欄に転記する。 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。		○ <input type="checkbox"/> いいえ ←b. へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←b. へ	(★別紙暗プを用いない場合の判定根拠記入欄) 「いいえ」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定な制されない理由を記入する。
b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b)」を記入して添付のこと。	⑩	○ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(3/3)

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項		区分		回答	備考
		技	プ		
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。	○	⑪ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	⑫ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		<input type="checkbox"/> 非該当	⑬ <input checked="" type="checkbox"/> 該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
 情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

「第21条第1項第九号に該当のもの」
 の記入例を示す

提供技術名： 暗号プログラム

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技1情セ(別紙暗プ) (1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホ(注)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。)</p>	<p>(注)次の場合は、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2) (b) 衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)</p>	
<p>第九号の除外条文の判定： 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているか？ 回答が「はい」の場合は、備考に暗号標準を記入すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p>⑧-1 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 暗号標準： ()</p>
<p>(1) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号イに該当するかの判定：(注1) (1-1) 当該プログラムの暗号機能が、下表a～dのいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該プログラムに暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目すべてにチェックする。」「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。</p>		<p>次ページの(1-2)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-1)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-1)e. の備考欄「暗号機能：()」の括弧の中に記載のこと。</p>
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p>()</p>
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p>()</p>
<p>c. 以下のどちらにもあたらないか？ 1. 暗号機能を使用することができるもの(暗号機能が有効化されているものを含む) 2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p>	<p><input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()</p>
<p>d. 第8条第九号イ(十一)～(二十)、市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 市販プ1. 市販暗号プログラム 市販プ2. 市販暗号装置のプログラム</p>	<p><input type="checkbox"/> はい(非規制)</p> <p>(<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> 市販プ1 <input type="checkbox"/> 市販プ2)</p>	<p>()</p>

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
 情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ(別紙暗プ)

(2/2)

質問事項	回答	備考
e. 当該プログラムの暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか? がある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。 f. 上記a. ~d. 項の中で、d. 項の市販プ1.、市販プ2. のみにチェックされているか?	<p>⑧-2</p> <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<p>暗号機能: (暗号ライブラリ)</p> <p>a.~d.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。</p>
(1-2) 当該プログラムが第8条第九号イ(七)~(十)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものかを回答する。 (*1) 下記イ(七). ~イ(九). の回答が「はい」、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-1)e. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<p>⑧-3</p> <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<p>本例では「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断したため、添付する。</p>
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<p>⑧-4</p> <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input checked="" type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<p>(*1) (暗号ライブラリ)</p> <p>主たる機能=情報システムのセキュリティ管理機能</p>
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<p>(*1) ()</p> <p>暗号機能を記入する。</p>
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<p>(*1) ()</p>
イ(十). 上記イ(七). ~イ(九). 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<p>⑧-5</p> <input type="checkbox"/> はい ←(2)へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<p>主たる機能: () (*1) () (*1) ()</p>
(2) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号ハ~ホに該当するか? (注1) 第8条第九号ハ : 量子暗号装置 第8条第九号ニ : 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第8条第九号ホ : 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい (第8条第九号 ハ ニ ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか? (注2)	<p>⑧-6</p> <input type="checkbox"/> いいえ (非該当) <input checked="" type="checkbox"/> はい (該当)	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

「第21条第1項第九号に該当のもの」
 の記入例を示す

貨物名： 暗号プログラム

パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式：9-07(別紙イ)

(1/1)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2024.02.01
 (令和6年2月1日施行省令等対応)

1. 対称アルゴリズム(暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
 ◇対称鍵の長さが56bitを超えるもの(鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)

該当のアルゴリズムがあるか? 56bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(鍵長: bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
AES(256bit)	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

2. 非対称アルゴリズム(暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
 イ(一)512bitを超える整数の素因数分解(RSA方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(整数: bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
RSA(1024bit)	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

イ(二)有限体上の乗法群における512bitを超える離散対数の計算(有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(乗法群: bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(三)(二)に規定するもの以外の群における112bitを超える離散対数の計算(楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 112bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(他の群: bit) 複数記入可	判定 D	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(四)格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題
 (NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 E	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(五)超特異楕円曲線間の同種写像の探索(超特異同種写像鍵カプセル化を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 F	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

イ(六)ランダムな符号の復号(McEliece、Niederreiter方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 G	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

作成責任者： (作成年月日 2024 年 2 月 28 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX

